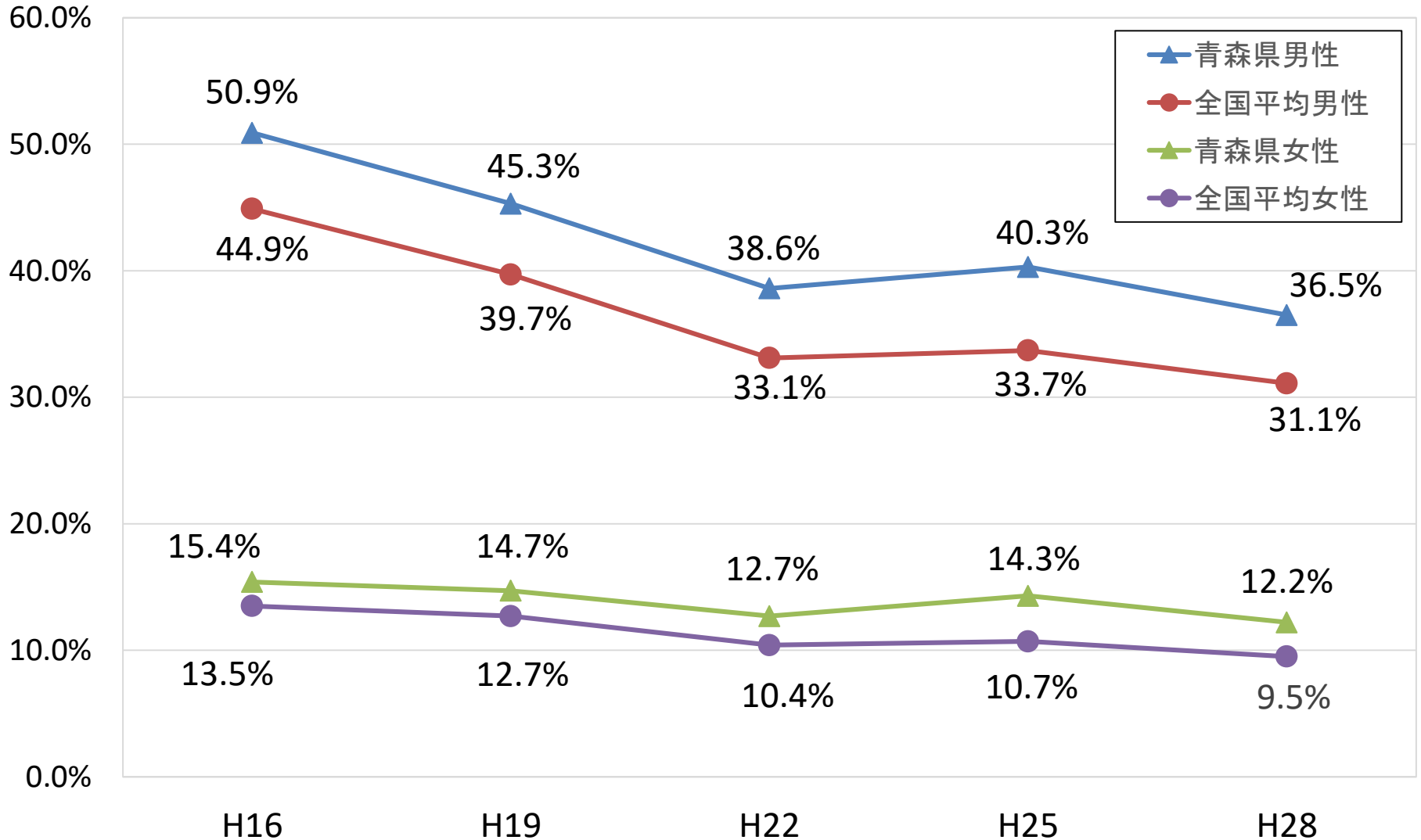
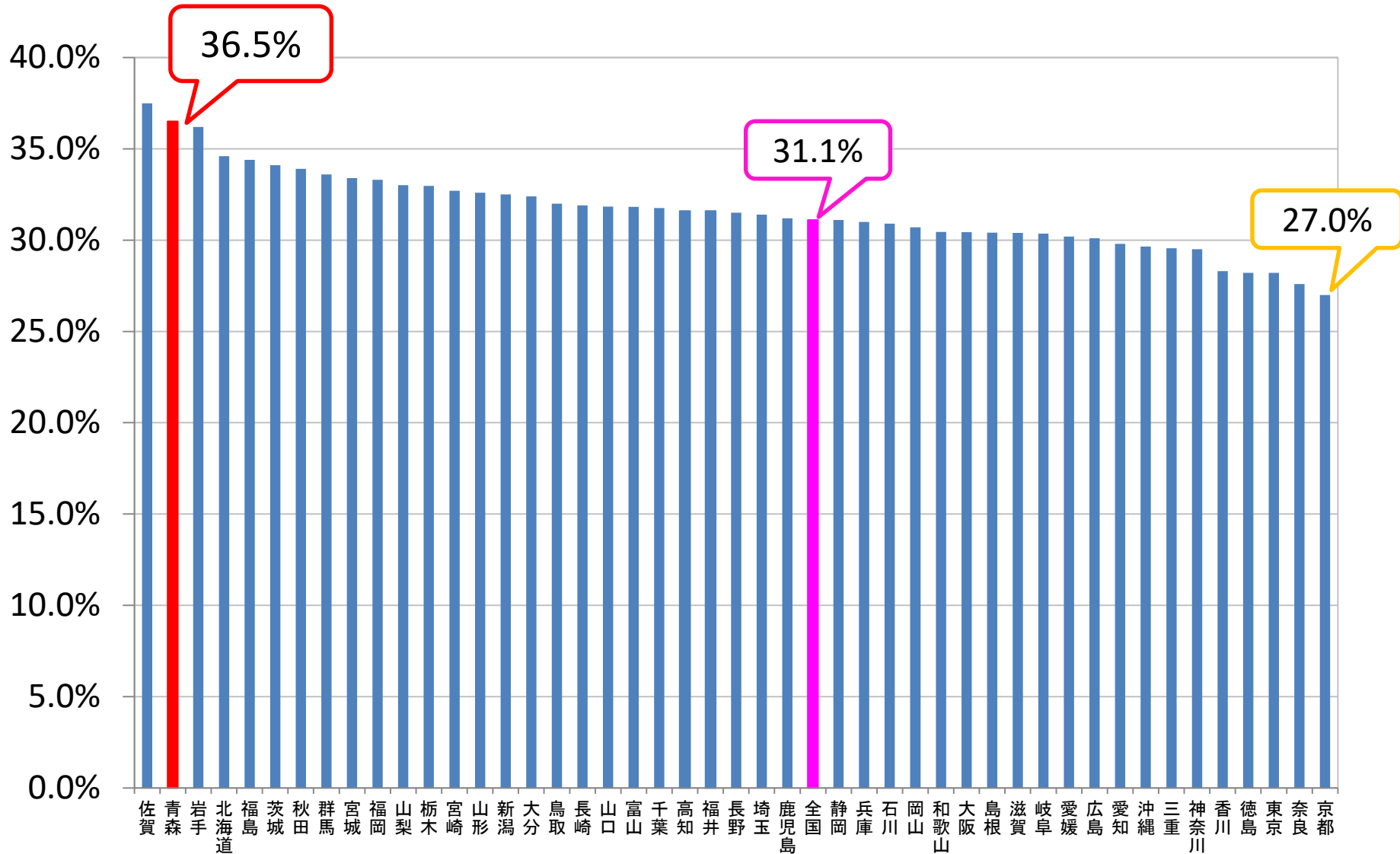


成人喫煙率の推移

[参考資料5]



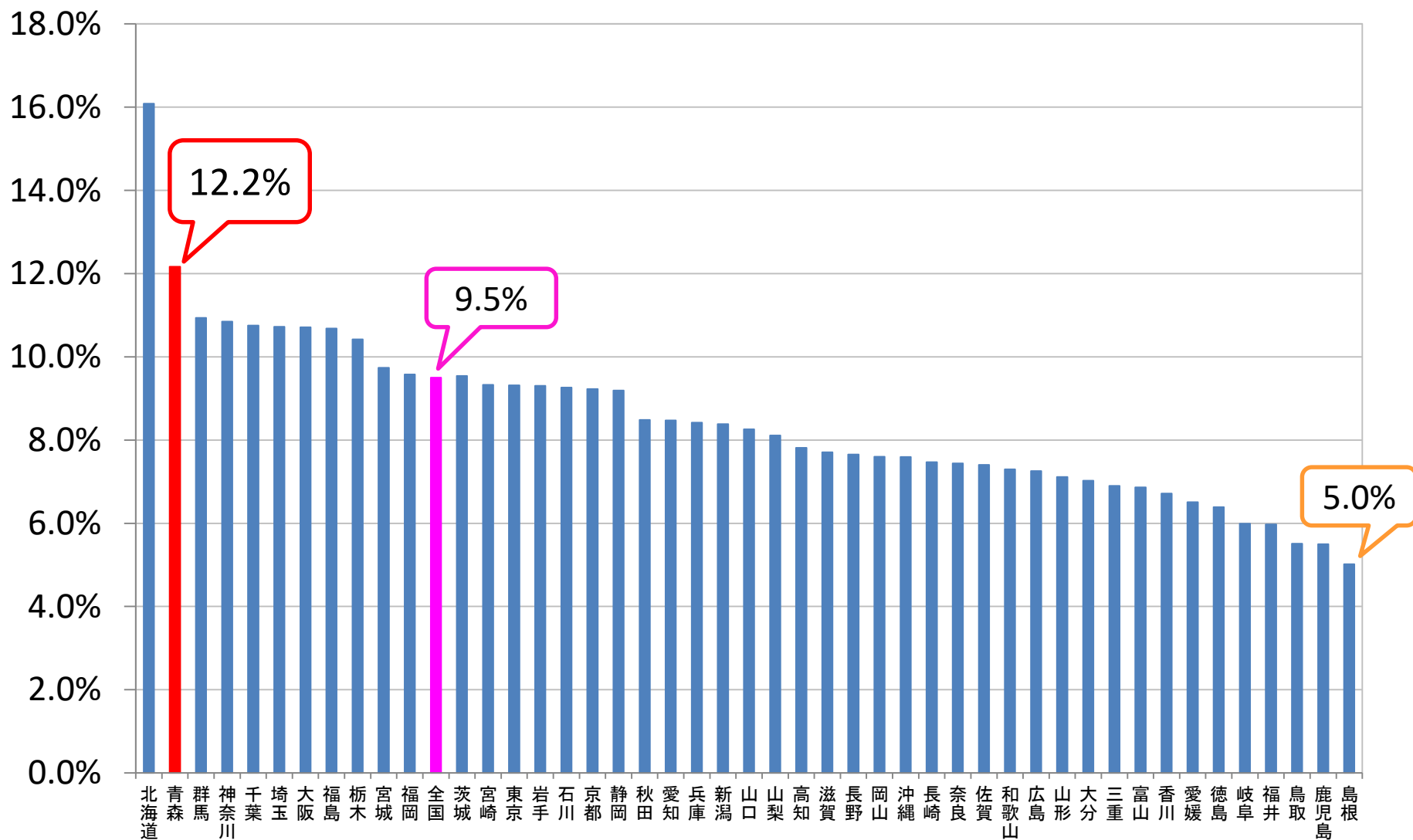
各都道府県の喫煙率（男性）



※熊本県は地震のため調査を実施していない。

出典：平成28年国民生活基礎調査 2

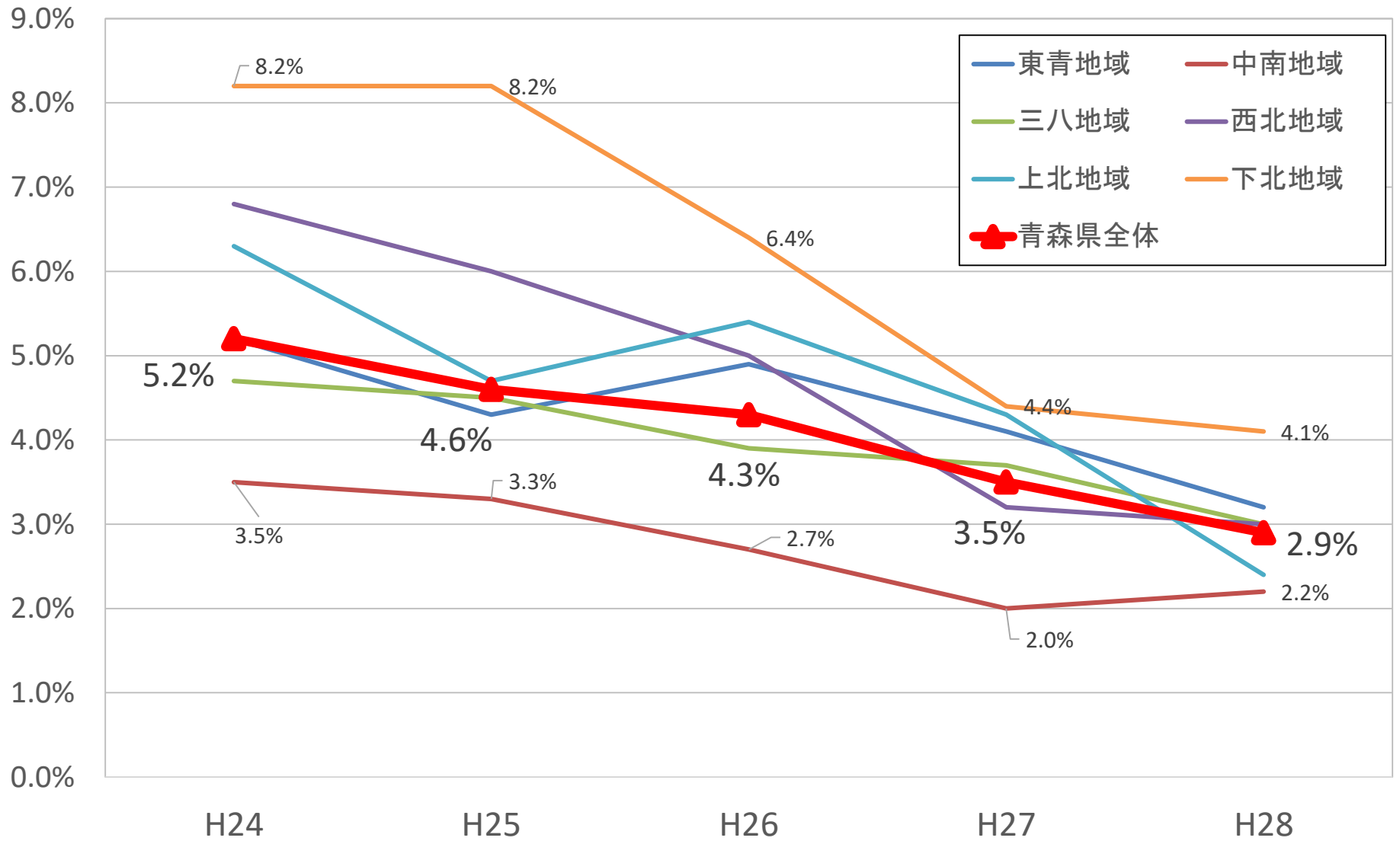
各都道府県の喫煙率（女性）



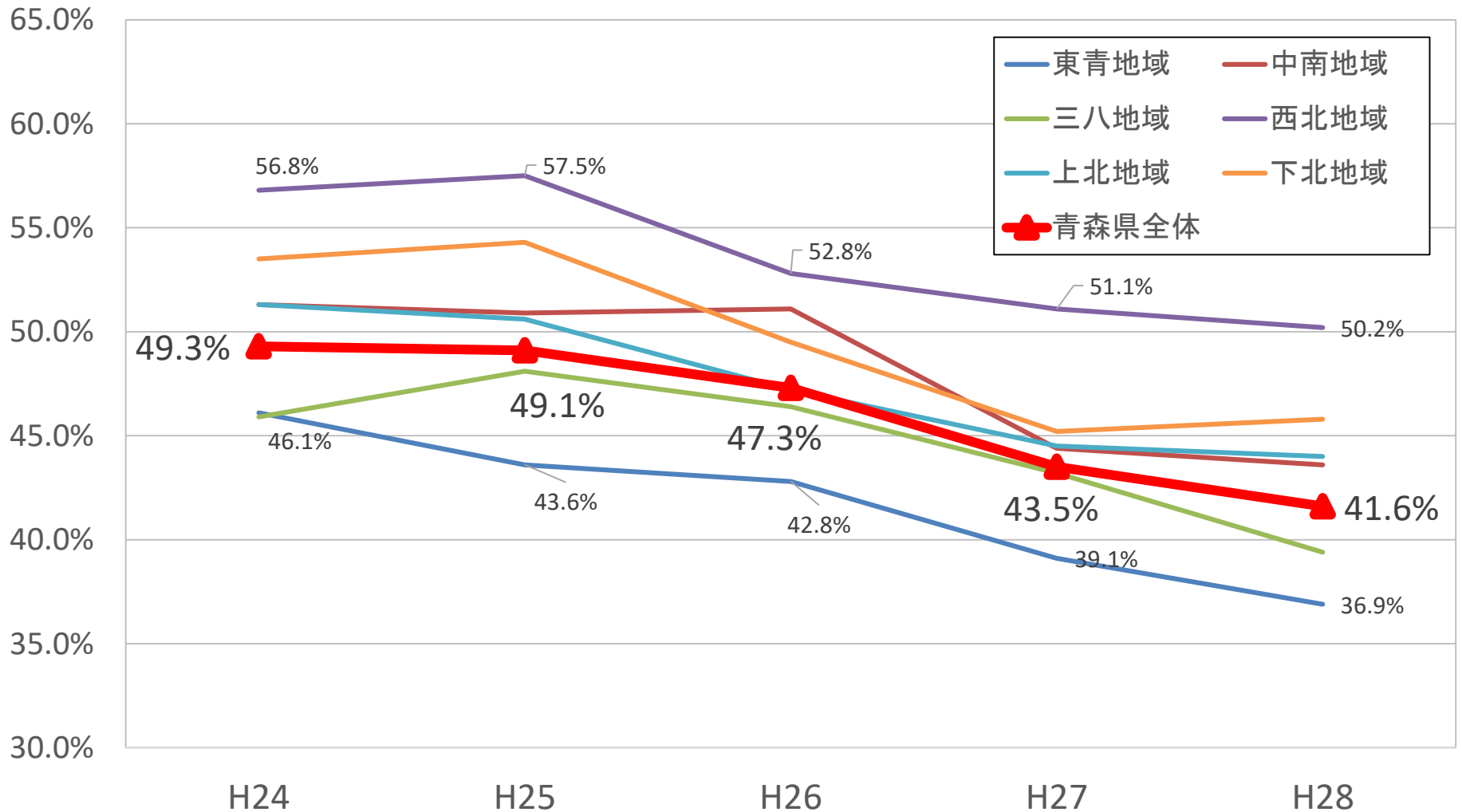
※熊本県は地震のため調査を実施していない。

出典：平成28年国民生活基礎調査 3

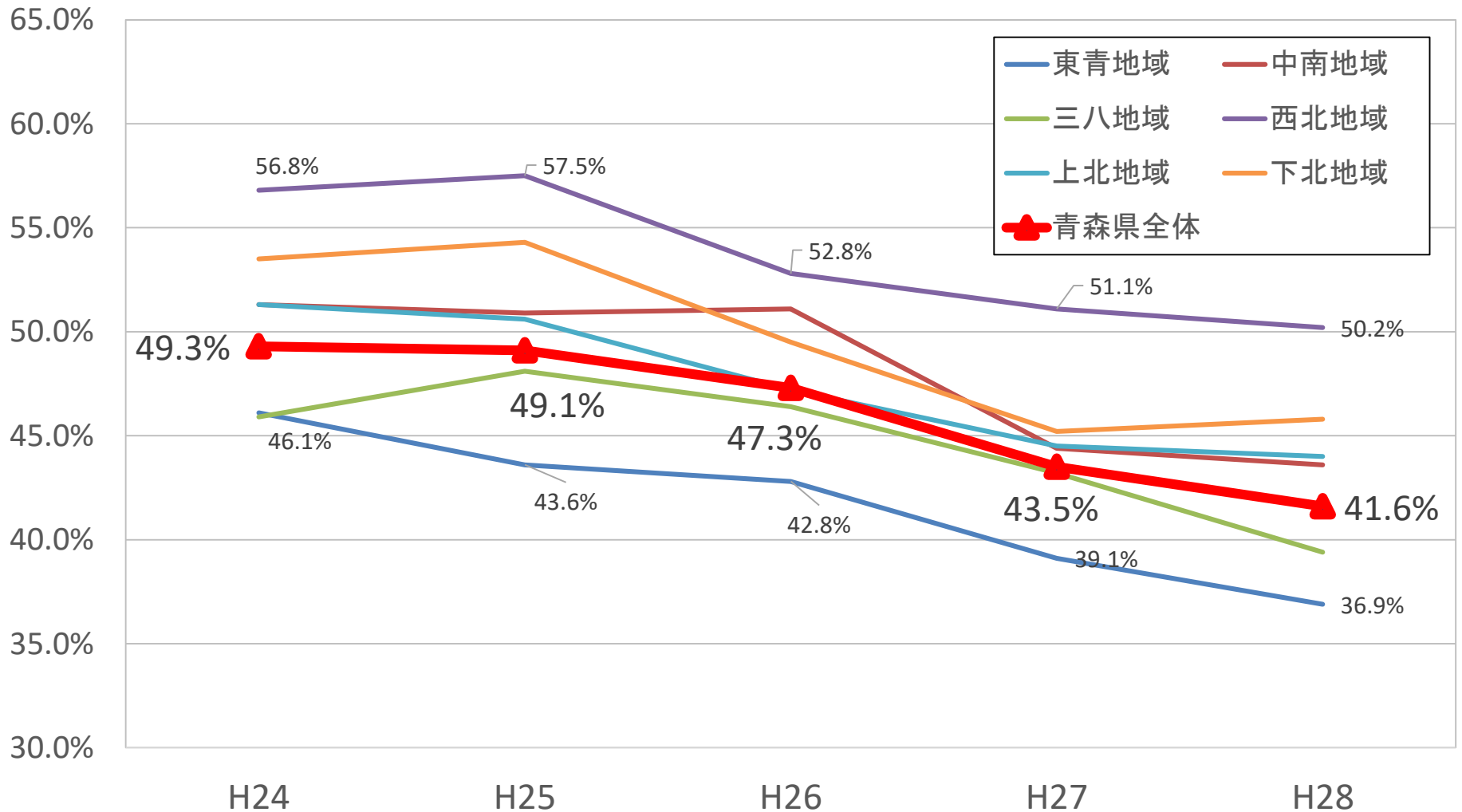
妊婦の喫煙率（青森県）



同居者の喫煙率（青森県）



同居者の喫煙率（青森県）



健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」

全体目標：早世の減少と健康寿命の延伸による全国との健康格差の縮小

重点課題

肥満予防対策

喫煙防止対策

自殺予防対策

たばこを吸っている方の様々な生活習慣病を予防するための禁煙の支援

禁煙支援

たばこへの依存性や健康への影響が多い、未成年者の喫煙を防止

未成年者喫煙防止

・妊娠中の喫煙による胎児への健康への影響を防止
・産後再喫煙の防止

妊娠中の喫煙防止

・たばこに触れる機会を減少させる
・受動喫煙による健康への影響を防止

受動喫煙防止

青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」において、「**喫煙防止対策**」を重点課題の1つと定め、取り組んでいます。

「健康あおもり21（第2次）」における 青森県の喫煙対策の取組

目標：成人の喫煙率減少 2023年度 男性23%以下、女性5%以下

	これまでの取組	新たな取組
禁煙支援	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙治療を実施している医療機関を県のホームページで紹介 ○禁煙治療実施医療機関従事者向け研修会、COPD研修会の開催 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業が行う従業員への禁煙支援の取組を「青森県健康経営認定制度」の選択要件として設定

青森県は、禁煙治療が保険適用にたらない
若者の禁煙をサポートします
(青森県若者の禁煙サポート推進事業)

青森県では、禁煙治療を受けたいと思っても、保険適用外のために治療を受けにくい環境にある方たちの禁煙サポート体制を構築していくために、自己負担額を軽減します。

青森県「若者の禁煙サポート推進事業」の概要
県では、禁煙治療をしたくても、保険適用外となる方々に対する下記の支援により、禁煙をサポートする体制を構築していきます。

治療による支援
禁煙継続支援
経済的支援
禁煙継続支援による支援
禁煙継続支援による支援

禁煙治療期間(第13か月間)の治療費とたばこ代との比較

治療費(円)	たばこ代(円)
43,000円	37,800円
64,000円	20,000円
13,000円	75,600円
20,000円	143,300円
37,800円	228,900円

およそ
 貼付薬(ニコチンパッチ)：13,000円程度
 飲み薬(リニロニク)：20,000円程度
※あくまで、目安の金額であり、治療費、お薬代、お薬代などは、自己負担額に算入することがあります。

少しでも早くやめた方が、体にも、お財布にも優しいよ!!
 まずは、禁煙にチャレンジしてみよう!!

虎様お願いします!
禁煙中
 がんばりに
 青森県



○ 「青森県健康経営認定制度」 （平成29年度～）

3 制度・施策実行（従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的施策）

認定要件	<p>⑪ 常勤従業員に対して禁煙支援を実施していること。（選択要件）</p>
設置趣旨	<p>青森県の喫煙率は全国的に極めて高いことを踏まえて、禁煙に取り組む従業員を職員をサポートする事業所を評価する。 青森県男性喫煙率40.3%（全国ワースト1位） 青森県女性喫煙率14.3%（全国ワースト2位） 出典：H25国民生活基礎調査</p>
評価基準	<p>以下のうち、いずれかに取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 申請日から過去1年以内に禁煙治療費の自己負担費用の助成を行っていること。 ii 禁煙治療費の助成を行っていない場合は、申請日から過去1年以内に以下のうち2つ以上に取り組んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員を対象とした禁煙セミナーの開催 ・行政等が主催する喫煙、受動喫煙に関する研修会への参加 ・事業所独自の禁煙支援の取組（禁煙マラソン、禁煙グッズ購入費用の助成、）
基準適合を証する添付資料等	<p>【禁煙治療費の助成を行っている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 禁煙治療費について事業所が助成している事実が確認できるもの</p> <p>【禁煙治療費の助成以外の支援を行っている場合】</p> <p>以下のうち、2つ以上を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 禁煙セミナーの開催の事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 県や市町村が開催する禁煙又は受動喫煙防止をテーマとした研修会等に参加した事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 事業所独自の禁煙支援の取組内容が確認できるもの

「健康あおもり21（第2次）」における 青森県の喫煙対策の取組

目標：未成年者の喫煙をなくす 中学1年生、高校3年生 34年度0%

これまでの取組	
未成年者の喫煙防止	<ul style="list-style-type: none"> ○未成年者の禁煙相談に応じる医療機関を県のホームページで紹介 ○未成年者（特に高校卒業後の年代）や保護者に対して喫煙防止を働きかけるDVDの作成・配布

みなさんは、たばこを吸わずに過ごすことで、どれだけの幸せが訪れるかを考えてみたことはありますか？

たばこを吸わないこと、たばこの煙を吸わないことで、明るい未来が待っています。たばこに手を出さないことによる明るい未来を「健やか力」向上推進キャラクター「マルさん」と、健康を目指す「けんちゃん」と「ここちゃん」がメッセージングでお伝えします。

たばこによる健康への影響は、たばこを吸う人自身だけでなく、周りの煙を吸っている人へも及びます。

それぞれの世代に対して、たばこに手を出さないことで過ごせる幸せな日々を、それぞれの生活場面に合わせてお伝えします。

短い内容ですので、学校であれば全校集会や学活の時間、参観日に放映したり、掃除の時間に音楽を流したり、そのほか様々な研修や集會等たくさんの方が集まる場面で視聴していただきたいと思っております。

収録内容

1. けりがない暮らし 40秒
全ての年代に対するメッセージを込めた短編のイメージ映像です。
2. たばこに手を出さないだけで「子どもVer.」 80秒
保育園や幼稚園、小学生や中学生を対象として、興味でたばこに手を出さないようにという思いを込めた内容です。
3. たばこに手を出さないだけで「若者Ver.」 85秒
高校生～20代前半を対象として、成人してたばこに手を出さない未来を過ごすという思いを込めた内容です。
4. たばこに手をださないだけで「パパママVer.」 80秒
保護者の方々を対象として、子どものいる場所ではたばこを吸わないように気をつけて欲しいという思いを込めた内容です。

付録CD付

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課
〒030-8570 青森県青森市長巻一丁目1-1 TEL017-734-9212
平成28年12月現在

NON SMOKING青森県
～大好きな君を守るよ～

NON SMOKING青森県
～大好きな君を守るよ～

親子の防煙対策推進のための
普及啓発DVD

青森県健康福祉部
がん・生活習慣病対策課

DISC DIGITAL AUDIO

NON SMOKING青森県
～大好きな君を守るよ～

付録CD

青森県健康福祉部
がん・生活習慣病対策課

親子の防煙対策推進のための
普及啓発CD

DISC DIGITAL AUDIO

○親子の防煙対策推進のための普及啓発DVD（平成28年度）

作成趣旨

本県の成人喫煙率は男女とも全国的に高いものの、平成27年度に実施した未成年者の喫煙状況調査では、高校3年生の喫煙率が男子1.1%、女子0.2%と全国に比して低いことから、成人になる前の世代に対する喫煙防止に向けた取組が重要となっている。そこで、「将来の喫煙率」を減らすために、この世代の親子に対して働きかけるDVDを作成し、喫煙防止に関する意識啓発を図る。

対象と内容

- ・全世代に共通したメッセージと、**たばこに手を出さないことで過ごせる幸せな日々**を、各対象世代の生活場面に合わせて作成。
- ・健やか力向上推進キャラクター「マモルさん」とパペットを活用し、幅広い人の目を引くような映像とした。
- ・耳に残りやすいラップ調の音楽とした。

対象	①小学生高学年～中学生	②18歳～20代前半	③幼児・小・中学生の保護者
ねらい	興味でたばこに手を出さないように。	成人後もたばこに手を出さないように。	子どもの前でたばこを吸わないように。
所要時間	2分	2分5秒	2分



・教育機関(保育園・幼稚園・小・中・高・大学等)と市町村、自動車学校へ送付。
・映像だけでなく音源CDも作成。

昼休み、掃除の時間、全校集会等、幅広い場面での活用が可能！！



「健康あおもり21（第2次）」における 青森県の喫煙対策の取組

目標：受動喫煙防止対策を実施している施設の割合 34年度100%

	これまでの取組	今年度の新たな取組
受動喫煙防止	<ul style="list-style-type: none"> ○空気クリーン施設認証制度の推進 ○事業所等に対する受動喫煙防止対策実施状況調査 ○県の開催する会議等の会場は受動喫煙防止対策実施施設を優先的に利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○「青森県健康経営認定制度」において、空気クリーン施設の認証を必須要件として設定



○ 「青森県健康経営認定制度」 （平成29年度～）

3 制度・施策実行(従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的施策)

認 定 要 件	⑨ 受動喫煙防止対策を実施しており、空気クリーン施設の認証を受けていること。（必須要件）
設 置 趣 旨	喫煙及び受動喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病等の様々な疾患の原因となることが科学的根拠により明らかとなっていること、青森県がん対策推進条例で事業者は労働者の受動喫煙を防止するため対策を講ずることを配慮しなければならないとされたことを踏まえ、建物内禁煙を実施している事業所を評価する。
評 価 基 準	<p>以下のうち、いずれかに取り組んでいること。</p> <p>i 青森県が定めた「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」推進事業実施要領に基づき、<u>申請日時点で空気クリーン施設（施設内禁煙施設）の認証を受けていること。</u></p> <p>ii <u>受動喫煙防止対策として施設内禁煙を実施としているが、申請日時点で空気クリーン施設の認証を受けていない場合は、別途空気クリーン施設の届出書を提出すること。</u></p> <p>なお、届出内容に不備があった場合は、当該基準の適合は認められない。</p>
基準適合を証する添付資料等	<p>【空気クリーン施設の認証を受けている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 空気クリーン施設の適合証（「空気クリーン施設」ステッカー）の交付を受けた日を様式2（調書）に記載すること。</p> <p>【申請日時点で空気クリーン施設の認証を受けていない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 空気クリーン施設の届出書を提出した日を様式2（調書）に記載すること。</p>

「健康あおもり21（第2次）」における 青森県の喫煙対策の取組

目標：妊娠中の喫煙をなくす 34年度0%

	これまでの取組	今年度の新たな取組
妊娠中の喫煙防止	○「親子に優しい街マップ」で妊婦さんが禁煙施設を選択して利用できるように、検索タグを追加するコンテンツの改修を実施	○妊婦の再喫煙防止のため、関係機関からの一貫した禁煙支援ができるよう母子健康手帳に「禁煙見守りカード」を挟み込み、励まし等を行う

「まますぼ」の使い方

- ①お母さんは、表紙に妊娠届出日とその時のお母さんと同居ご家族の喫煙状況を記録します。
※自分が吸わないだけでなく、他の人の煙からお子を守るために、宣言書を活用しましょう。
- ②母子健康手帳と一緒に携帯し、妊産婦・乳幼児健康診査等の際には、医療機関の方や市町村の保健師の方から応援してもらいましょう。
※妊娠前から1歳6か月時健康診査の時まで継続して使用しますので、無くさないようにしましょう。

たばこの煙のない家庭から
「無煙世代」を育てましょう！



(仮称)

～禁煙見守りカード～



宣言書

私(たち)は、子どもをたばこの煙から守ることを誓います。

署名 _____

署名 _____

妊娠届出日

月 日

	お母さん	ご家族
吸う	吸う	吸う
吸わない	吸わない	吸わない

青森県・青森県医師会

知っていますか？ 受動喫煙の子どもへの影響

禁煙は、**出産して終わりではありません。**
出産した後も、喫煙することで子どもに様々な影響があります。

子どもの前でたばこを吸うと、このような影響があります。

中耳炎

・喫煙者のいる家庭では、中耳炎を起こす子どもが多いとされています。

SIDS (乳幼児突然死症候群)

・出産後も、受動喫煙によって、子どもが突然亡くなってしまうリスクが高くなります。

呼吸器疾患 (喘息・気管支炎等)

・喘息等の呼吸器疾患にもなりやすく、治りにくく、さらに重症化しやすくなるとされています。



●その他にも、子どもの身体発達や、お母さんの母乳栄養にも悪影響があるとされています。

お子さんの前では
絶対に吸わない

特に車の中などは、窓を開けていてもたばこの煙に含まれる有害物質を避けることができません。
絶対にやめましょう。

でも、同じ部屋で
吸わなければ大丈夫？

ベランダや外で吸っても、吐く息の中に残るガス状物質や、髪の毛や衣服等に付着した有害物質を浴びることになります。

誤飲事故の危険性

家庭内にたばこ製品があることは、子どもの誤飲事故につながる危険性があります。



○産後に「つながる」禁煙支援事業（平成29年度～）

【現状と課題】

<現状>

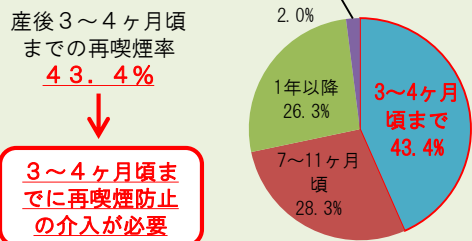
○妊婦及び同居者の喫煙率（H28妊婦連絡票より）

妊婦 2.9%
同居者 41.6%（夫 33.2%）

○妊婦の再喫煙率（H26弘前保健所調査より）

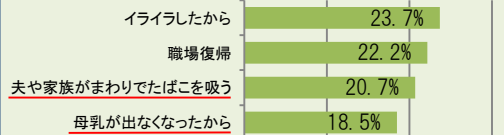
妊娠中に禁煙 260名 → **産後再喫煙 99名（38.1%）**

○産後再喫煙を始める時期



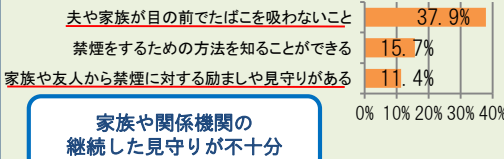
3～4ヶ月頃までに再喫煙防止の介入が必要

○産後に再喫煙を始めた理由



有害性の認識不足

○禁煙や禁煙を継続するために必要だと思うこと



家族や関係機関の継続した見守りが不十分

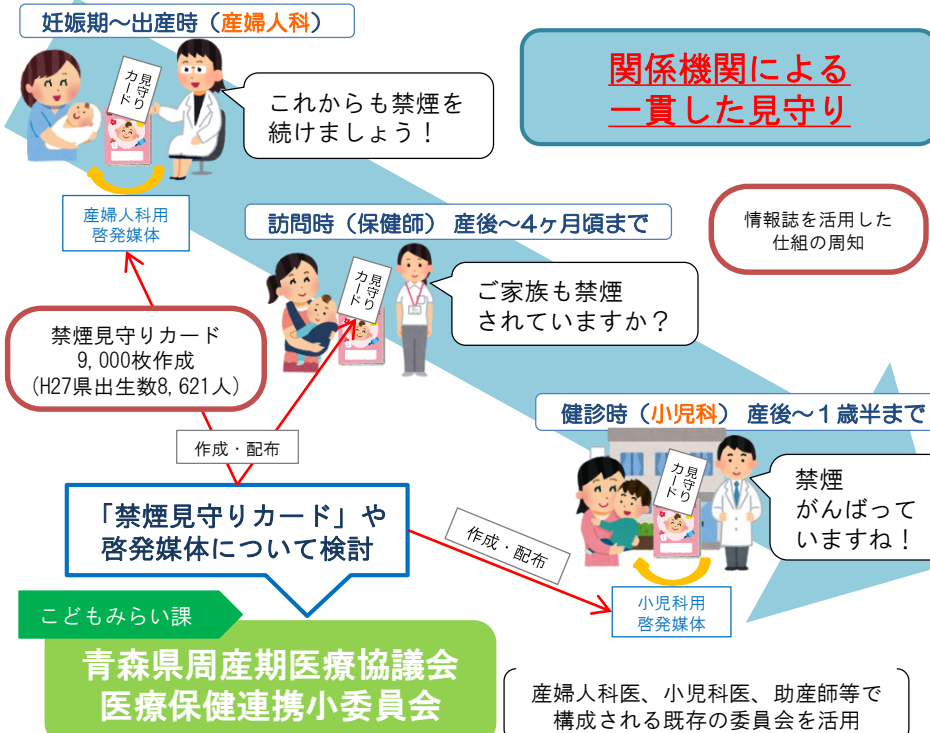
- 課題**
- ・妊産婦の禁煙状況を共有し、一貫して見守るための仕組み
 - ・たばこの正しい知識の普及

【事業内容】

○産後に「つながる」禁煙支援事業（1,728千円）

産後の再喫煙防止のために、関係機関からの一貫した禁煙支援ができるよう、母子健康手帳に「**禁煙見守りカード**」を挟み込み、妊産婦及び同居者の喫煙状況を把握し、指導や励ましをできるようにする。また、妊産婦や子どもへのたばこの影響について、青森県周産期医療協議会医療保健連携小委員会において協議した内容を啓発媒体として作成し、産婦人科・小児科それぞれの禁煙支援時に活用する。

産婦人科から小児科へ「つながる」一貫した禁煙支援の仕組み



【事業効果】

- ・妊産婦と同居者の喫煙状況の把握と禁煙支援
- ・たばこに関する正しい知識の普及

妊婦の喫煙率
1%減少

妊婦の再喫煙率
10.8%減少

たばこの煙のない家庭から「**無煙世代**」を構築していく

